附則第十八条の次に次の一条を加える。

（情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課の所掌事務の特例）

第十九条　情報流通行政局郵政行政部郵便局活用課は、第八十九条各号に掲げる事務のほか、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、附則第六条第二項に規定する事務のうち、同法第九十一条の規定による意見の聴取及び同法第九十三条第二項の規定による通知（第八十九条各号に掲げる事務に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

附　則

この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、附則第七条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

七　経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）に基づく特定秘密の保護並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務の総括に関すること。

第四十六条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　経済産業省の所掌事務に係る特定秘密の保護に関する法律に基づく特定秘密の保護並びに重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務の総括に関すること。

第八十条中「消費・流通政策課」を「流通政策課」に、「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改める。

第九十一条（見出しを含む。）中「消費・流通政策課」を「流通政策課」に改め、同条第一号中「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第五号とし、第十一号を削る。

第九十二条（見出しを含む。）中「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改め、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一　商業の発達及び改善に関する基本に関することその他商一般に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関すること。

二　割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん及び前払式特定取引に関すること。

三　物品賃貸その他の信用を供与して行う物品又は役務の取引一般に関すること。

第九十二条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四　商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

五　経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

六　経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること（大臣官房及び経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）。

第九十二条に次の一号を加える。

九　消費経済審議会の庶務に関すること。

附則第九条（見出しを含む。）中「商取引監督課」を「商取引・消費経済政策課」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年七月一日から施行する。

（消費経済審議会令の一部改正）

2　消費経済審議会令（平成八年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「消費・流通政策課」を「商取引・消費経済政策課」に改める。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十一号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十三号中「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第十七号中「第四十七条第七号」を「第四十八条第十号」に改める。

第二十六条中「三課」を「四課」に改め、「、施設整備官一人」を削り、「施設計画課」を「施設整備課」に改める。

第二十九条第一号及び第三号中「施設整備官」を「施設整備課」に改める。

第三十条を削る。

第三十一条の見出しを「（施設整備課の所掌事務）」に改め、同条中「施設整備官」を「施設整備課」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（建設制度官の職務）

第三十一条　建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

二　建設工事の入札及び契約の適正化に関すること（施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三　建設工事の実施に関する制度に関すること。